

防衛装備庁訓令第12号

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）規定に基づき、防衛装備庁の情報保証に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

防衛装備庁の情報保証に関する訓令

改正 平成29年3月30日庁訓第10号

改正 平成30年3月30日庁訓第2号

改正 平成31年3月29日庁訓第3号

改正 令和元年6月20日庁訓第1号

改正 令和2年3月31日庁訓第5号

改正 令和3年3月31日庁訓第3号

改正 令和3年8月27日庁訓第10号

改正 令和4年5月27日庁訓第9号

改正 令和5年6月30日庁訓第19号

改正 令和6年3月28日庁訓第15号

改正 令和6年9月25日庁訓第25号

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 組織及び体制（第 4 条－第 13 条）

第 3 章 防衛装備庁の情報システムに係る対策（第 14 条）

第 4 章 防衛装備庁の目的特化型機器に係る対策（第 14 条の 2）

第 5 章 防衛装備庁の可搬記憶媒体に係る対策（第 15 条）

第 6 章 私有機器の取扱い（第 16 条）

第 7 章 教育及び訓練（第 17 条）

第 8 章 サイバー攻撃等への対処（第 18 条）

第 9 章 対策の実施状況の確認等（第 19 条・第 20 条）

第 10 章 雑則（第 21 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、防衛装備庁における情報システム及び電子計算機情報に関し、必要な事項を定め、もって防衛装備庁における情報保証を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この訓令における用語の意義は、防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号。以下「省訓令」という。）に定めるところによる。

(適用の範囲)

第3条 この訓令は、防衛装備庁の情報システム、目的特化型機器及び可搬記憶媒体について適用する。

第2章 組織及び体制

(情報保証責任者補助者)

第4条 情報保証責任者の事務を補佐し、情報システム情報保証責任者及び部隊等情報保証責任者を統括する者として、情報保証責任者補助者を置き、長官官房審議官をもって充てる。

2 情報保証責任者補助者に関する事務は長官官房総務

官付情報システム管理室において処理する。

(情報保証監査責任者)

第4条の2 情報保証監査責任者は、長官官房審議官をもって充てる。

2 情報保証監査責任者に関する事務は、長官官房総務官付情報システム管理室において処理する。

(情報保証監査責任者補助者)

第4条の3 情報保証監査責任者補助者は、長官官房総務官付情報システム管理室長をもって充てる。

(情報システム情報保証責任者)

第5条 情報システム情報保証責任者は、別表第1の左欄に掲げる部等の情報システムに、同別表の右欄に掲げる者をもって充てる。

(情報システム情報保証責任者補助者)

第6条 情報システム情報保証責任者は、必要に応じ、情報システム情報保証責任者補助者を指定するものとする。

(部隊等情報保証責任者)

第7条 部隊等情報保証責任者は、別表第2の左欄に掲げる部等に、同別表の右欄に掲げる者をもって充てる。

(部隊等情報保証責任者補助者)

第8条 部隊等情報保証責任者は、必要に応じ、部隊等情報保証責任者補助者を指定するものとする。

(部隊等情報保証責任者代行者)

第9条 部隊等情報保証責任者代行者は、部隊等情報保証責任者に準ずる者の中から指定するものとする。

2 部隊等情報保証責任者の職務上の上級者は、前項に基づき指定した部隊等情報保証責任者代行者の氏名及び所属を情報保証責任者補助者に報告するものとする。

(情報システム運用者)

第10条 情報システム情報保証責任者は、情報システムを利用している職員の中から情報システム運用者を指定するものとする。

2 情報システム情報保証責任者は、前項に基づき指定した情報システム運用者の氏名及び所属を情報保証責任者補助者に報告するものとする。

(情報システム情報保証認証者)

第11条 情報システム情報保証認証者は、長官官房審議官をもって充てる。

2 情報システム情報保証認証者に関する事務は長官官房総務官付情報システム管理室において処理する。

(情報システム情報保証認証者補助者)

第11条の2 情報システム情報保証認証者補助者は、長官官房総務官付情報システム管理室長をもって充てる。

(事案対処責任者等)

第12条 事案対処責任者は、長官官房総務官をもって充てる。

2 長官官房総務官付情報システム管理室長は、事案対処責任者を補佐するものとする。

(情報保証対策委員)

第13条 情報保証対策委員は、長官官房総務官をもって充てる。

第3章 防衛装備庁の情報システムに係る対策

(情報システムに係る対策)

第14条 省訓令第13条から第25条に規定される情報システムに係る対策については別に定める。

第4章 防衛装備庁の目的特化型機器に係る対策

(目的特化型機器に係る対策)

第14条の2 防衛装備庁の目的特化型機器の管理、持ち出し及び使用要領については別に定める。

第5章 防衛装備庁の可搬記憶媒体に係る対策

(可搬記憶媒体の管理)

第15条 防衛装備庁の可搬記憶媒体の保管、持ち出し及び使用要領については別に定める。

第6章 私有機器の取扱い

(私有パソコン、私有携帯電話、私有目的特化型機器及び私有可搬記憶媒体の取扱い)

第16条 職員は、私有パソコンを職場に持ち込んではならない。

2 職員は、私有携帯電話、私有目的特化型機器及び私有可搬記憶媒体を防衛装備庁の情報システムにおいて

使用してはならない。

3 職員は、私有パソコン、私有携帯電話、私有目的特化型機器又は私有可搬記憶媒体で業務用データを取り扱ってはならない。

4 同条1項から3項の取扱いについて、次の各号に該当する場合に限り、部隊等情報保証責任者の指示に従い、取り扱うことができる。

(1) 省訓令第52条又は第53条の規定に基づいた監査で必要な場合

(2) 省訓令第54条の規定に基づいた調査を行うために必要な場合

(3) その他、情報保証責任者が必要と認めた場合

第7章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

第17条 情報保証に関する教育及び訓練は、省訓令第46条の規定に基づいて、情報保証責任者が実施し、情報保証責任者補助者が補佐するものとする。

第8章 サイバー攻撃等への対処

(サイバー攻撃等対処要領の策定)

第18条 省訓令第47条から第50条に既定されるサイバー攻撃等対処要領については別に定める。

第9章 対策の実施状況の確認等

(監査)

第19条 監査について、省訓令第52条に定めるもののほか、別に定める。

(職員による報告等)

第20条 職員は、省訓令54条の規定に基づく報告について長官官房総務官付情報システム管理室を通じて情報保証責任者に報告するものとする。

第10章 雑則

(委任規定)

第21条 この訓令の実施に関し、個別の情報システムに係る事項については情報システム情報保証責任者が、その他の必要な事項については情報保証責任者補助者が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（29年3月30日庁訓10号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（30年3月30日庁訓2号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（31年3月29日庁訓3号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月20日庁訓1号）

この訓令は、令和元年6月20日から施行する。

附 則（令和2年3月31日庁訓5号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日庁訓3号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年8月27日庁訓10号）

この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年5月27日庁訓9号）

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日庁訓19号）

この訓令は、令和5年7月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日庁訓15号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月25日庁訓25号）

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

部等の情報システム	情報システム情報保証責任者
長官官房参事官に属する情報システム	長官官房参事官
長官官房総務官に属する情報システム	長官官房総務官
長官官房人事官に属する情報システム	長官官房人事官
長官官房会計官に属する情報システム	長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官に属する情報システム	長官官房監察監査・評価官
長官官房装備開発官に属する情報システム	長官官房装備官
長官官房艦船設計官に属する情報システム	長官官房装備官
装備政策部に属する情報システム	装備政策部長
プロジェクト管理部に属する情報システム	プロジェクト管理部長
技術戦略部に属する情報システム	技術戦略部長
調達管理部に属する情報システム	調達管理部長
調達事業部に属する情報システム	調達事業部長
航空装備研究所に属する情報システム	航空装備研究所長
陸上装備研究所に属する情報システム	陸上装備研究所長
艦艇装備研究所に属する情報システム	艦艇装備研究所長
新世代装備研究所に属する情報システム	新世代装備研究所長
防衛イノベーション科学技術研究所に属する情報システム	防衛イノベーション科学技術研究所長
千歳試験場に属する情報システム	千歳試験場長
下北試験場に属する情報システム	下北試験場長
岐阜試験場に属する情報システム	岐阜試験場長

別表第2 (第7条関係)

部等	部隊等情報保証責任者	
長官官房	長官、防衛技監、長官官房審議官、総務官	総務官
	参事官	参事官
	人事官	人事官
	会計官	会計官
	監察監査・評価官	監察監査・評価官
	装備官、装備開発官	装備開発官
	艦船設計官	艦船設計官
装備政策部	部長、装備政策課	装備政策課長
	国際装備課	国際装備課長
	装備保全管理官	装備保全管理官
プロジェクト管理部	部長、プロジェクト管理総括官、事業計画官	事業計画官
	事業監理官	事業監理官
	装備技術官	装備技術官
技術戦略部	部長、革新技術戦略官、技術戦略課	技術戦略課長
	技術計画官	技術計画官
	技術振興官	技術振興官
調達管理部	部長、調達企画課	調達企画課長
	原価管理官	原価管理官
調達事業部	部長、調達総括官、需品調達官	需品調達官
	武器調達官	武器調達官
	調達総括官、電子音響調達官	電子音響調達官
	艦船調達官	艦船調達官
	航空機調達官	航空機調達官
	総括航空調達官、輸入調達官	輸入調達官
航空装備研究所	所長、研究企画官、特別研究官、管理部長、総務課	総務課長
	会計課	会計課長
	航空機技術研究部	航空機技術研究部長
	エンジン技術研究部	エンジン技術研究部長
	誘導技術研究部	誘導技術研究部長
	土浦支所	土浦支所長
	新島支所	新島支所長
陸上装備研究所	所長、研究企画官、特別研究官、総務課	総務課長
	システム研究部	システム研究部長

	弾道技術研究部	弾道技術研究部長
	機動技術研究部	機動技術研究部長
艦艇装備研究所	所長、研究企画官、特別研究官、総務課	総務課長
	海洋戦技術研究部	海洋戦技術研究部長
	水中対処技術研究部	水中対処技術研究部長
	艦艇・ステルス技術技術研究部	艦艇・ステルス技術技術研究部長
	川崎支所	川崎支所長
	岩国海洋環境試験評価サテライト	岩国海洋環境試験評価サテライト長
新世代装備研究所	所長、研究企画官、特別研究官、総務課	総務課長
	A I ・サイバーネットワーク研究部	A I ・サイバーネットワーク研究部長
	宇宙・センサ研究部	宇宙・センサ研究部長
	電子対処研究部	電子対処研究部長
	飯岡支所	飯岡支所長
防衛イノベーション 科学技術研究所	所長、研究統括官、総務・会計ユニット	総務・会計ユニット長
	方針策定ユニット	方針策定ユニット長
	事業推進ユニット	事業推進ユニット長
	プログラム管理官	プログラム管理官
千歳試験場		副場長
下北試験場		副場長
岐阜試験場		副場長

注：部等に含まれない職員は、部等の総務担当部署に含まれるものとする。

